

海老津駅前イルミネーション事業業務仕様書

1 業務名

海老津駅前イルミネーション事業

2 目的

町の玄関口であるＪＲ海老津駅をイルミネーションで装飾することにより、町の交流人口を増やすとともに、駅周辺の活性化を図ること及び町内の通勤通学者が町に帰ってきた際の「癒し」を提供することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和８年２月６日まで

4 事業スケジュール（予定）

項目	時期
公募期間	令和７年５月１２日（月）～６月６日（金）
応募書類提出期限（参加表明）	令和７年６月６日（金）午後５時必着
参加資格要件確認	令和７年５月１２日（月）～６月１０日（火）
質疑受付期間	令和７年５月１２日（月）～６月６日（金）午後５時
質疑に対する回答	令和７年６月１１日（水）
提案書類提出期限	令和７年６月２０日（金）午後５時必着
審査（書類審査のみ）	令和７年６月下旬～７月上旬
受託候補者決定・公表	令和７年７月中旬予定
契約締結	令和７年７月下旬予定
イルミネーション施工期間	令和７年１１月４日（火）～１１月３０日（日） ※駅前ぎゃらり～については、１１月１７日（月）～
イルミネーション点灯期間	令和７年１２月１日（月）～令和８年１月３０日（金） ※駅前ぎゃらり～については、１２月２５日（木）まで ※点灯時間：午後５時～午前０時
イルミネーション撤去期間	令和８年２月２日（月）～２月６日（金） ※駅前ぎゃらり～については、１２月２６日（金）

※受託者への、現場の保安全管理責任が発生する期間は、施工開始から撤去完了日までとする。

5 施工対象範囲

- (1) 駅前ぎゃらり～
- (2) JR 海老津駅前中央広場
- (3) JR 海老津駅前樹木4本

※別添「イルミネーション施工対象範囲」のとおり

※すべての範囲を装飾しなくても可とする。

ただし、駅前ぎゃらり～への装飾は必須とする。

6 業務内容

- (1) イルミネーションのコンセプト、デザイン及び設計書作成

本事業の目的に沿ったコンセプトと、それを踏まえた施工対象範囲のイルミネーションのデザインを作成すること。

最終的な設置場所やデザインは委託者と受託者が協議の上決定するものとし、決定後、受託者はデザイン図及び設計図（平面図、断面図及び求積図等）を作成すること。

- (2) イルミネーションの運搬・設置

上記（1）の決定後、受託者は必要なイルミネーション機器等を施工対象範囲まで運搬し、設計書に基づきイルミネーションを設置すること。

- (3) イルミネーション実施期間における維持管理

点灯期間中におけるイルミネーションの維持管理を実施し、不点灯電球や漏電等のトラブルを発見した場合は速やかに交換・修繕にてその対応を行い、その結果を委託者に報告すること。また、荒天等が予想される場合は、随時点検を行い、装飾の危機管理及び安全管理に努めること。

- (4) イルミネーションの撤去

イルミネーションの電飾機器等の撤去後、会場の現状普及作業を行い、委託者の点検を受けること。なお、委託者の点検において既設設備への棄損等が確認され、受託者の責と認められる場合は、その修復等の費用は受託者において負担するものとする。

7 本事業の基本要件

- (1) イルミネーションデザインに関する要件等

- ・テーマ・コンセプトを明確にし、施工対象範囲の立地や構造を生かした独自のデザインとすること。
- ・色彩や点滅パターンを含めデザインに工夫を凝らし、幅広い世代に親しまれるように検討し、特に若年層による SNS 等での拡散につながるような波及効果が期待できるデザインとすること。
- ・デザイン作成に当たっては、著作権等の権利関係に注意すること。
- ・実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。

(2) イルミネーションの設置・撤去に関する要件等

- ・装飾や配線等は、歩行者や通行車両、案内看板、交通標識等の妨げにならないよう十分に配慮するとともに点字ブロックの機能を阻害するものは設置しないこと。
- ・イルミネーション消灯時においても通行等の妨げとならないこと。
- ・イルミネーションの設置・撤去工事の際は、交通誘導員を配置するなど歩行者等の安全確保に努めること。
- ・歩行者等が作品に触れることを想定し、安全性及びいたずら防止に配慮すること。
- ・施設設備や樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。
- ・設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること。
- ・点灯日の概ね1週間前までには、試験点灯を行うものとする。なお、試験点灯において指摘箇所があった場合は、直ちに修正のうえ、再度試験点灯を行うものとする。
- ・イルミネーションの設置、撤去においては、必要となる各種許可を受託者の責任において手続きを行うこと。なお、申請に係る費用は受託者の負担とする。

(3) イルミネーションの電源に関する要件等

- ・イルミネーションで使用する電源は、原則委託者名義の既設電源を使用すること。
- ・別途電源が必要となる場合は、委託者と協議の上、仮設電源を受託者の負担にて設置することも可能とする。ただし、仮設電源の数は最小限とし、仮設電源の引き込みに係る申請・契約、工事は受託者が行うものとする。
- ・イルミネーションの点灯に係る電気代は、委託者が負担する。

(4) 点灯期間中における要件等

- ・点灯時間の管理は、既設のデジタルタイマーで管理すること。

(5) その他要検等

- ・本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は、すべて委託者に帰属するものとする。
- ・イルミネーション設備の施工にあたっては、委託者と十分に協議すること。
- ・受託者は、本事業の実施に当たり適用を受ける関係法令等を遵守すること。
- ・打合せ及び各種会議に使用する資料（会議録含む。）は、受託者が作成すること。
- ・受託者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術、アイデアがあるときは、積極的に提案すること。
- ・本事業で使用するすべての設備・装置について、想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて加入すること。

8 事業成果品

事業完了後、実績報告書及び本事業の記録写真等を取りまとめて成果品として提出すること。なお、報告書の規格及び部数は以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体：A4版、片面フルカラー・・・2部
- (2) 電子媒体：報告書及び本事業の記録写真等を記録した電子媒体・・・一式
- (3) 提出期限：令和8年3月6日（金）

9 契約について

契約時期、支払い方法は、次のとおりとする。

- (1) 契約締結時期：令和7年7月下旬予定
- (2) 支払い方法：本事業完了後一括払い

10 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。契約締結後の契約内容を変更する場合、委託者と受託者双方協議のうえ決定すること。